



電気供給契約・余剰電力買取
サービス内容説明書

もくじ

はじめに

1章 たけたんでんきのサービス

- 04……1-1 電気供給サービス
- 04……1-2 太陽光買取サービス
- 04……1-3 モバイルサービス「ウチのでんき」
- 05……1-4 サービス区域

2章 電気供給・余剰電力買取サービス

- 05……2-1 料金プランのご紹介
- 12……2-2 太陽光余剰電力買取サービス（オプションサービス）
- 13……2-3 サービス開始日
- 13……2-4 契約期間
- 13……2-5 サービスの解約等に関する事項

3章 ご契約について

- 14……3-1 ご契約の流れ
- 15……3-2 お申し込み方法
- 15……3-3 ご契約内容
- 16……3-4 他社からの切り替えにともなう不利益事項

4章 お支払方法・その他手数料

- 17……4-1 料金支払い方法
- 17……4-2 延滞利息・各種手数料・その他費用、違約金等

5章 個人情報の取扱いについて

- 18……5-1 利用目的
- 18……5-2 第三者への提供
- 19……5-3 個人情報の取扱い業務の委託
- 19……5-4 個人情報提出の任意性
- 19……5-5 個人情報の開示請求について

6章 たけたんでんきについて

- 20……6-1 会社紹介
- 20……6-2 困った時のお問い合わせ先

はじめに

- 1) 本書は、まちづくりたけた株式会社(以下「当社」といいます)が提供するサービスならびにサービスを提供するための契約事項の概要を説明するものです。

供給契約に係るご契約内容の詳細は電気供給約款(令和3年4月1日実施、以下「供給約款」といいます)にてご確認ください。

- 2) 当社は、供給約款または料金表を必要に応じて変更する場合があります。

この場合、契約期間満了前であっても、買取条件、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給約款または料金表によります。変更内容につきましては弊社ホームページに掲示する等、適切な方法によりお客様にお知らせいたします。

なお、本書も、供給約款または料金表の変更に応じて変更されます。

1章 たけたんでんきのサービス

1-1 電気供給サービス

たけたんでんきは新電力おおいた株式会社の取次店です。

当社が提供する「たけたんでんき」は、ビジネスパートナーである新電力おおいた株式会社から供給されています。

新電力おおいたの電源

- 新電力おおいたは、太陽光発電所より優先的に電気の調達を行うものとします。
- 新電力おおいたは、電源の一部に FIT 電気を使用します。
- 新電力おおいたは、年度(4月1日から翌年の3月31日まで)を単位とし、電源構成の当該年度の計画および前年度実績をインターネット上で開示いたします。

1-2 太陽光買取サービス

● 「余剰電力買取制度」の適用を受けて、電力会社により買取を受けていた太陽光発電設備の余剰電力について、固定価格買取期間満了後、買取を実施いたします。

1-3 モバイルサービス「ウチのでんき」

『ウチのでんき』は、電気をご契約いただいたお客さまがスマートフォンやタブレットでご利用いただける、無料のモバイルサービスです。

電力の見える化サービス

お使いのスマートフォンやタブレットで、1日の電力使用量を確認することができます。1時間毎のグラフ表示だから電気を多く使う時間が一目瞭然！

安全・安心情報サービス

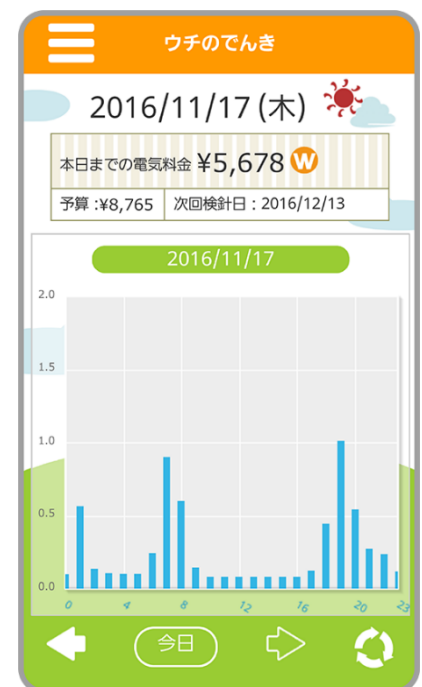
Lアラートにて配信される通常の気象情報や、大分県警が配信する「まもめる」の情報を表示してお知らせします。一方、大規模地震や台風情報といった、重要かつ緊急性の高い災害情報は、「ウチのでんき」にログインしていない状態でも、プッシュ通知でお知らせします。

見守りサービス

指定された時間帯の電力使用量の変化をチェックしてお知らせします。電力使用量をチェックする時間帯と変化の値を設定することで、変化がなかった場合(もしくはあった場合に)、あらかじめ登録しておいた連絡先(メールアドレス)へ通知されます。

電気供給契約成立後に、ユーザーID・パスワードを書面にてお知らせいたします。

「ウチのでんき」専用 URL にアクセスし、お客様のユーザーID とパスワードを入力してログインしていただくと、サービスをご利用いただけます。



1-4 サービス区域

電力供給サービス・太陽光買取サービス

たけたんでんきの電気供給・買取範囲は、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県となります（ただし、離島は除く）。九州以外の地域へは供給できません。

モバイルサービス「うちのでんき」

たけたんでんきのモバイルサービス区域は、原則として大分県内といたします。福岡、長崎、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島県内でもご利用は可能ですが、一部のサービスは大分県内の需要家を対象としております。

2章 電気供給・余剰電力買取サービス

2-1 料金プランのご紹介

一般的なご家庭向けの料金プラン、事務所や店舗など電気使用量の多いお客様向けのプラン、オール電化のご家庭向けプランの他、大分トリニータを応援できるサポーター向けプラン等をご用意しております。

おおいたのでんきB

一般のご家庭のお客様向けプランとなります。九州電力の料金プラン「従量電灯B」「スマートファミリープラン」に相当します。時間帯に関係なく、ご使用量ごとに段階的に料金を設定しています。

契約電流	基本料金 (1契約あたり)	電力量料金 (1kWhあたり)		
		最初の 120kWh まで	121kWh~300kWh	301kWh 以上
10A	236.6 円	17.08 円	21.9 円	22.96 円
15A	382.4 円			
20A	473.2 円			
30A	764.8 円			
40A	1056.4 円			
50A	1348.0 円			
60A	1639.6 円			
最低月額料金		309.06 円		

※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。

※まったく電気をご使用にならなかった月の基本料金は、半額となります。

※請求書の郵送を希望されるお客様には別途手数料 110 円(税込)を申し受けます。

おおいたのでんきC

商店や事務所等のお客様向けのプランとなります。

九州電力の料金プラン「従量電灯C」「スマートビジネスプラン」に相当します。時間帯に関係なく、ご使用量ごとに段階的に料金を設定しています。

契約容量	基本料金 (1kVAあたり)	電力量料金 (1kWhあたり)		
		最初の120kWhまで	121kWh~ 300kWh	301kWh以上
6kVA以上 50kVA未満	273.26円	17.08円	21.9円	22.60円

※1kVAは10Aに相当します。

※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。

※まったく電気をご使用にならない場合の基本料金は、半額となります。

※請求書の郵送を希望されるお客様には別途手数料110円(税込)を申し受けます。

おおいたのでんきK

オール電化等のご家庭向けプランとなります。季節や時間帯毎に単価を設定しております。

こちらのメニューは、九州電力の「[季時別電灯](#)」でご契約中の方に限りお申し込みいただけます。

「電化でナイト」「電化でナイトセレクト」ご契約中のお客さまは「[おおいたのでんきN](#)」でお申し込みください。

契約容量	基本料金 (1契約あたり)	電力量料金 (1kWhあたり)		
		デイトタイム (10時~17時)	リビングタイム (8時~10時、 17時~22時)	ナイトタイム (22時~翌朝8時)
6kVA以下	792.0円	夏季 (7月1日~9月30日) 34.78円	23.24円	11.89円
10kVAまで	1232.0円			
10kVA超過分 1kVA当り	297.0円	その他季 (10月1日~6月30日) 28.92円		
最低月額料金	440.00円			

※1kVAは10Aに相当します。

※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。

※まったく電気をご使用にならない場合の基本料金は半額となります。

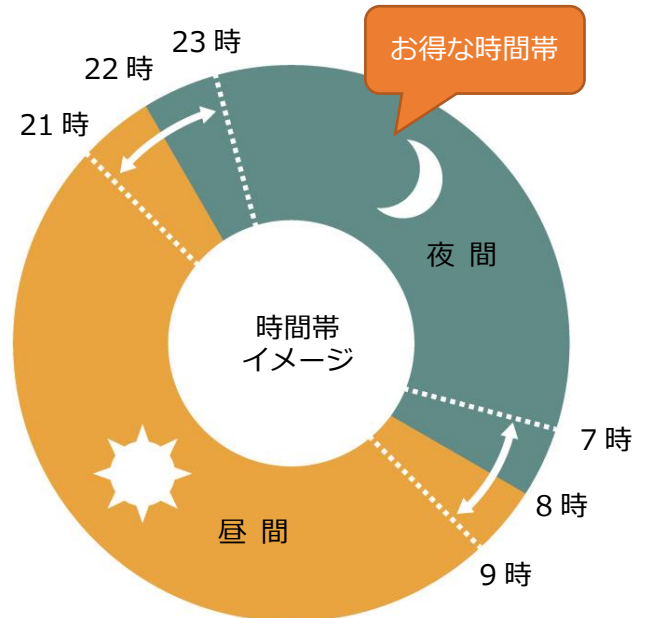
※請求書の郵送を希望されるお客様には別途手数料110円(税込)を申し受けます。

おおいたのでんきN

夜間の電力料金が昼間に比べて割安な、オール電化等のご家庭向けのプランとなります。
九州電力の料金プラン「電化でナイトセレクト」に相当します。

お得な夜間料金の時間帯を、次の3パターンからお選びいただけます。

- ◇ **おおいたのでんきN21**
 夜間時間帯：21時から翌朝7時
 就寝時間が遅いなど、朝よりも夜の方がたくさん電気を使われる夜型のお客さまにおすすめです。
- ◇ **おおいたのでんきN22**
 夜間時間帯：22時から翌朝8時
 他のメニューにも適用されている標準的な夜の時間帯です。
- ◇ **おおいたのでんきN23**
 夜間時間帯：23時から翌朝9時
 朝のうちに家事等で電気をたくさん使われるお客さまにおすすめです。



契約電力		基本料金 (1契約あたり)	電力量料金 (1kWhあたり)		
			平日昼間	休日昼間	夜間
10kW以下		1,510.00円	夏・冬 26.05円	夏・冬 20.73円	12.97円
10kW超過分	15kWまで		4,210.00円	春・秋 23.31円	
	15kW超過分 (1kWあたり)	540.00円			

※休日は、土、日、祝日、1/2~3、4/30~5/2、12/30~31をいいます。
 ※春・秋とは、3/1~6/30および10/1~11/30をいいます。
 ※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。
 ※まったく電気をご使用にならない場合の基本料金は半額となります。
 ※請求書の郵送を希望されるお客様には別途手数料110円(税込)を申し受けます。

★おおいたのでんきNは電気の使用量に応じて契約電力が変動する『実量制』料金メニューです。

契約電力は、当該月と過去11ヵ月分の最大需要電力の中で最も大きな値が適用されます。
 10kWでご契約のお客さまであれば、最大需要電力が1ヶ月でも10kWを超えた場合、それ以降1年間は10kW超過分の基本料金が適用されることとなります。ご注意ください。

おおいたのでんき J

夜間時間の電力量料金は昼間時間に比べて割安な料金となっております。

昼間時間の電力量料金は、ご使用量ごとに段階的に設定しています。

こちらのメニューは、九州電力の「[時間帯別電灯](#)」でご契約中の方に限りお申し込みいただけます。

区分		単位	料金単価	
基本料金	契約容量が6kVA 以下の場合	1 契約	1,000.00 円	
	契約容量が6kVA をこえる 場合	10kVA まで	1 契約	1,440.00 円
		10kVA 超過分	1 kVA	297.00 円
電力量料金	昼間時間（8時～22時）	最初の80kWh まで	1 kWh	21.52 円
		80kWh 超過 200kWh まで	1 kWh	28.88 円
		200kWh 超過分	1 kWh	32.82 円
	夜間時間（22時～翌朝8時）	1 kWh	11.89 円	
最低月額料金			440.00 円	

※1kVAは10Aに相当します。

※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。

※まったく電気をご使用にならない場合の基本料金は半額となります。

※請求書の郵送を希望されるお客様には別途手数料110円(税込)を申し受けます。

おおいたの低圧電力

動力を使用する方向けのプランです。本プランはご使用実績を元に個別に見積りをさせていただきます。

基本料金 (1kWあたり)	夏季 (7月1日～9月30日)	その他季 (10月1日～翌年6月30日)
個別提案	16.8 円	15.15 円

※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。

※まったく電気をご使用にならない場合の基本料金は、半額となります。

※請求書の郵送を希望されるお客様には別途手数料110円(税込)を申し受けます。

ニータンのでんきB/こども未来でんきB

電気代の一部が大分トリニータ（こども未来でんきは子育て支援事業）に寄付されるプランです。一般のご家庭のお客様向けプランとなります。九州電力の料金プラン「従量電灯B」「スマートファミリープラン」に相当します。時間帯に関係なく、ご使用量ごとに段階的に料金を設定しています。

契約電流	基本料金 (1契約あたり)	電力量料金 (1kWhあたり)		
		最初の120kWhまで	121kWh~300kWh	301kWh以上
20A	583.2円	17.08円	21.90円	22.96円
30A	874.8円			
40A	1166.4円			
50A	1458.0円			
60A	1749.6円			
最低月額料金		309.06円		

※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。

※まったく電気をご使用にならなかった月の基本料金は、半額となります。

※請求書の郵送を希望されるお客様には別途手数料 110円(税込)を申し受けます。

ニータンのでんきC/こども未来でんきC

電気代の一部が大分トリニータ（こども未来でんきは子育て支援事業）に寄付される特別プランです。商店や事務所等のお客様向けのプランとなります。九州電力の料金プラン「従量電灯C」「スマートビジネスプラン」に相当します。時間帯に関係なく、ご使用量ごとに段階的に料金を設定しています。

契約容量	基本料金 (1kVAあたり)	電力量料金 (1kWhあたり)		
		最初の120kWhまで	121kWh~300kWh	301kWh以上
6kVA以上 50kVA未満	291.6円	17.08円	21.90円	22.60円

※1kVAは10Aに相当します。

※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。

※まったく電気をご使用にならない場合の基本料金は、半額となります。

※請求書の郵送を希望されるお客様には別途手数料 110円(税込)を申し受けます。

ニータンのでんきK/こども未来でんきK

電気代の一部が大分トリニータ（こども未来でんきは子育て支援事業）に寄付される特別プランです。オール電化等のご家庭向けプランとなります。季節や時間帯毎に単価を設定しております。

こちらのメニューは、九州電力の「[季時別電灯](#)」でご契約中の方に限りお申し込みいただけます。

「電化でナイト」「電化でナイトセレクト」ご契約中のお客さまは「[ニータンのでんきN](#)」でお申し込みください。

契約容量	基本料金 (1契約あたり)	電力量料金 (1kWhあたり)		
		デイトタイム (10時～17時)	リビングタイム (8時～10時、 17時～22時)	ナイトタイム (22時～翌朝8時)
6kVA 以下	902.0 円	夏季 (7月1日～9月30日) 34.78 円	23.24 円	11.89 円
10kVA まで	1342.0 円			
10kVA 超過 分 1kVA 当り	297.0 円	その他季 (10月1日～6月30日) 28.92 円		
最低月額料金		440.00 円		

※1kVAは10Aに相当します。

※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。

※まったく電気をご使用にならない場合の基本料金は半額となります。

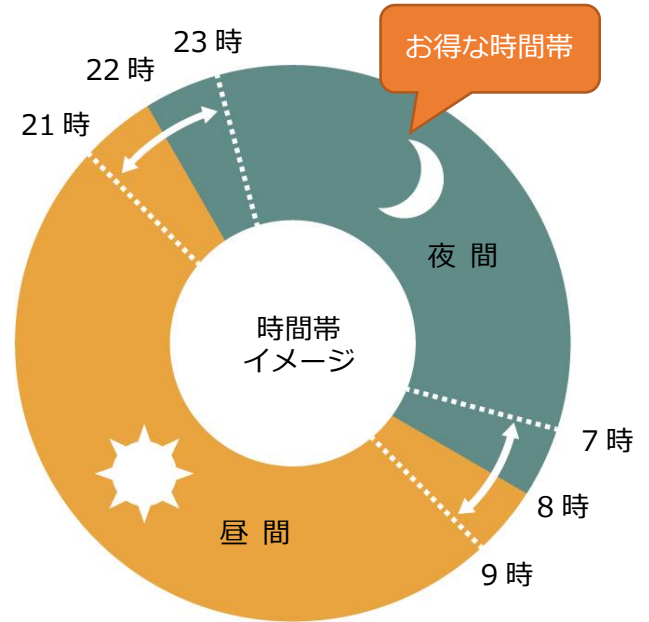
※請求書の郵送を希望されるお客様には別途手数料 110 円(税込)を申し受けます。

ニータンのでんきN/こども未来でんきN

電気代の一部が大分トリニータ（こども未来でんきは子育て支援事業）に寄付される特別プランです。夜間の電力料金が昼間に比べて割安な、オール電化等のご家庭向けのプランとなります。九州電力の料金プラン「電化デナイト・セレクト」に相当します。

お得な夜間料金の時間帯を、次の3パターンからお選びいただけます。

- ◇ **ニータンのでんきN21**
 夜間時間帯：21時から翌朝7時
 就寝時間が遅いなど、朝よりも夜の方がたくさん電気を使われる夜型のお客さまにおすすめです。
- ◇ **ニータンのでんきN22**
 夜間時間帯：22時から翌朝8時
 他のメニューにも適用されている、標準的な夜の時間帯です。
- ◇ **ニータンのでんきN23**
 夜間時間帯：23時から翌朝9時
 朝のうちに家事等で電気をたくさん使われるお客さまにおすすめです。



契約電力		基本料金 (1契約あたり)	電力量料金 (1kWあたり)		
			平日昼間	休日昼間	夜間
10kW 以下		1,620.00 円	夏・冬 26.05 円	夏・冬 20.73 円	12.97 円
10kW 超過分	15kW まで	4,320.00 円	春・秋 23.31 円	春・秋 17.50 円	
	15kW 超過分 (1kWあたり)	540.00 円			

※休日とは、土、日、祝日、1/2~3、4/30~5/2、12/30~31 をいいます。
 ※春・秋とは、3/1~6/30 および 10/1~11/30 をいいます。
 ※上記の基本料金、電力量料金に加え、電力量に応じて再エネ賦課金と燃料費調整額を申し受けます。
 ※まったく電気をご使用にならない場合の基本料金は半額となります。
 ※請求書の郵送を希望されるお客様には別途手数料 110 円(税込)を申し受けます。

料金計算方法

電気料金は料金表に定める契約種別ごとに、契約電流・契約容量・契約電力の大きさで決まる**基本料金**と、使用電力量に応じて計算する**電力量料金**に、**再生可能エネルギー発電促進賦課金**を加えて計算いたします。また、電力量料金は、燃料価格の変動に応じて**燃料費調整額**を加算または差し引きして計算いたします。※ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額となります。

なお、請求書の郵送を希望されるお客さまには別途手数料 110 円(税込)を申し受けます。

電気料金計算例

$$\text{『電気料金』} = \text{『基本料金』} + \text{『電力量料金』} + \text{『燃料費調整額』} + \text{『再エネ賦課金』}$$

おおいたのでんきBの場合(ご契約電流：40A、1ヶ月の使用電力量：370kWhの場合)

項目	区分	金額
基本料金	40A	1,056.4 円
電力量料金	120kWh まで	17.08 円×120=2,049.6 円
	120~300kWh	21.90 円×180=3,942.0 円
	300kWh 以上	22.96 円× 70=1,607.2 円
燃料費等調整額	使用電力量×単価	-0.88 円(年調費等)×370= - 325.6 円 ※令和2年5月分の単価で計算
再生可能エネルギー 発電促進賦課金	使用電力量×単価	2.98 円×370=1,102.6 円 ※令和2年度の単価で計算
電気料金(合計金額)		9,432 円

電力量料金については、料金の算定期間(次項③)の使用電力量により算定いたします。

お客さまが検針日(次項①)以外の日より電気の使用を開始(もしくは廃止)した場合は当社の供給約款(IV-19.日割計算)に基づき基本料金、電力量料金の日割計算を行います。

その他、電気料金の算定方法の詳細は、当社の供給約款(IV料金の算定および支払い)に準じます。

検針日、使用電力量の計量および電気料金の算定期間

① 検針日

検針日は、託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者が定めます。

なお、当社は、あらかじめお客さまにこの検針日をお知らせいたします。

② 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、1ヶ月ごとに一般送配電事業者の計量器により計量した値といたします。

③ 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。

ただし、お客さまが電気の使用を開始(もしくは廃止)した場合は開始した日~検針日の前日(もしくは検針日~廃止した日の前日)の期間となります。

2-2 太陽光余剰電力買取サービス(オプション)

エリア	対象となる地域	買取単価
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県および鹿児島県 ※沖縄県と離島を除く	9 円/kWh (税込・10%) [太陽光 10kW 未満]

原則として、電気供給サービスの同一月の電気料金から差し引いて精算いたします。なお、買取金額が支払金額を超過した場合は、翌月以降に繰り越します。

繰越金は4月末/10月末に精算します。

買取単価について変更する場合は、その効力発生日を定めたくえて、当社のホームページの掲載その他当社が適当と判断した方法により、お客様にあらかじめお知らせいたします。

通常お使いになる電気（供給）とのセット契約となります。買取のみの契約はできません。

2-3 サービス開始日

サービス開始日は、原則として「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第3条第1項にもとづき経済産業大臣が定める調達期間の満了月（以下「FIT 満了月」といいます。）以降の検針日といたします。

2-4 契約期間

契約期間は、1年間とします。翌年以降は、1年毎の自動更新となります。

2-5 サービスのご解約等に関する事項

お客様が当社との契約をお止めになる場合、太陽光発電設備を撤去される場合には、あらかじめ解約希望日を定めて当社にご連絡いただきますようお願いいたします。

お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、契約を解約することがあります。なお、この場合、原則として解約日の15日前までにお客様にお知らせいたします。

- (1) 一般送配電事業者により電気の供給を停止された場合において、当社が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合
- (2) お客様が小売電気事業者への電気料金の不払い等により、電力供給を停止され、これに伴い太陽光発電に関わる機器が稼働できなくなった場合
- (3) お客様が買取約款または託送供給等約款に違反した場合

お客様が反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると当社が認めた場合は、本条の定めによらず、お客様の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要せず、ただちに買取サービスを解約することができます。

3章 ご契約について

3-1 ご契約の流れ

お客さまから申込書を受理し、切り替えの手続きを開始いたします。

1 ご利用開始申込書、口座振替依頼書の受理

「ご利用開始申込書」と「口座振替依頼書」に必要事項を記入、押印の上、たけたんでんき(まちづくりたけた株式会社)へご提出ください。

2 当社にて切替え手続き

専用のシステムを通じて、切り替えの手続きを行います。この時点で、スマートメーター設置の依頼や、お客さまが現在ご契約中の電力会社への切替通知などの処理が行われます。

3 スマートメーターへの交換

スマートメーターへの交換は、一般送配電事業者（九州電力）や、その請負会社にて実施されます。詳しくは後述の「スマートメーターの設置、その他工事費用」をご覧ください。

4 当社から契約締結完了と供給開始日のお知らせを郵送

契約手続きが完了し供給が可能になると、「ご契約のお知らせ」をお送りいたします。このお知らせには、供給開始日の他、お客さま番号、アカウントID、パスワードといったサービス利用に必要な情報が記載されます。「ご契約のお知らせ」は、無くさないように大切に保管してください。

5 電力供給・買取開始

供給開始は原則として、手続き完了またはスマートメーター設置後に迎える最初の検針日となります。

手続き完了またはスマートメーター設置までにかかる日数の目安は以下のとおりです。

- ◇ スマートメーター未設置の場合…手続き開始後 8 営業日+2 暦日
- ◇ スマートメーター設置済の場合…手続き開始後 1 営業日+2 暦日

<例外>

お引越しの場合は、お客さまがご希望される日を供給開始の日といたします。万一、ご契約のお申し込みが電気使用開始の翌日以降となった場合でも、最初に電気を使用された日まで日にちをさかのぼってご契約することができます。

契約の都合によっては、「ご契約のお知らせ」が電気供給開始日にお手元に届かない場合がございます。その場合も、電力供給は開始されますのでご安心ください。

スマートメーターの設置、その他工事費用

- スマートメーターが設置されていないお客様は、スマートメーターへの交換が必要となります。
- スマートメーターとは、遠隔から自動検針、30分ごとの電気のご使用量を計量することができる電力メーター（計量器）です。
- スマートメーターへの取替工事に係る費用は原則無料で、停電することはありません。やむを得ず停電工事になる場合は、事前に工事業者より連絡があります。
- スマートメーターは、九州電力送配電株式会社（以下、一般送配電事業者といいます）が設置、所有し、維持及び運用を行います。
- スマートメーターへの設置工事日につきましては、事前に、一般送配電事業者または工事会社等からお客さま宛てにお知らせいたします。
- お客さまのご要望（計量器の設置位置の変更等）によって、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に工事が発生する場合には、一般送配電事業者の託送供給等約款および当社の供給約款に記載されている内容に基づき、お客さまに工事費負担金に相当する金額をご負担いただくことがあります。この場合、当社からお客さまにお知らせし、原則として工事着手前に、当該工事費負担金をご請求させていただきます。

3-2 お申し込み方法

ご利用開始申込書・口座振替依頼書

「ご利用開始申込書」「口座振替依頼書」それぞれにご記入と押印をお願いします。

3枚綴りとなり、3枚目がお客様控えとなります。

準備ができましたら、1・2枚目を担当にお渡しく下さい。

※買取オプションをご希望の方は「購入電力量（太陽光）のお知らせ」と「電気ご使用量のお知らせ」を必ず同封ください。

3-3 ご契約内容

電気供給約款、太陽光余剰電力買取約款

契約内容詳細は、当社「電気供給約款（低圧）」、「太陽光余剰電力買取約款」に定めております。

当社HPに掲載しておりますので、ご確認ください。

電気供給約款の変更および説明方法に関する事前のご承諾

- お客さまが当社へ供給契約をお申込みいただくにあたり、当社の供給約款ならびに余剰電力買取約款をあらかじめご承諾いただきます。
- 当社は、次の場合に供給約款ならびに余剰電力買取約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の条件は変更後の供給約款ならびに余剰電力買取約款によります。
 - ① 一般送配電事業者の託送供給等約款が改定された場合、関連する法令等が改正された場合その他当社が必要とした場合
 - ② 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合

③ その他当社が特に必要と判断した場合

- 当社が供給約款等の供給契約に関する条件を説明した書面を交付する場合、専用の Web サイトに記載する方法その他当社が適当と判断した方法により行うこと、および説明内容や記載事項を当社が一部省略することについて、お客さまが同意するものいたします。
- 当社の供給約款の変更の内容が供給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合等における供給条件の説明については、当社は、関係する法令等の範囲内において、原則としてその変更の内容のみをお客様にお知らせいたします。

需要家の責任に関する事項の遵守

お客さまが当社に供給契約に係るお申込みをいただくにあたり、一般送配電事業者の託送供給等約款およびその他の託送供給に関する供給条件等に定められた「需要家の責任に関する事項」を遵守し、かつ、当該事項を遵守する旨の承諾をしていただきます。

需要家の責任に関する事項の例

- 電気の供給に必要な業務を行うために、一般送配電事業者や関連業者がお客さまの敷地内等に立ち入る場合、その立入り許可の承諾等の協力をしていただきます。
- 電気の供給上または保安上必要がある場合に電気の使用中止、または制限にご協力いただきます。
- お客さまへの電気の供給にあたり、一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等についてご協力いただきます。
- 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客様が電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。

3-4 他社からの切り替えにともなう不利益事項

供給契約を他の小売電気事業者から当社に切り替えていただく場合に、次のような不利益を被る可能性がありますのでご注意ください。実際にどのような不利益を被るかにつきましては、現在の小売電気事業者とのご契約内容をご確認ください。

不利益事項の例

- ・ 契約期間中の解約に伴う違約金の発生（複数年契約などの場合）
- ・ 各社発行ポイント等特典の失効
- ・ 継続利用割引に適用される継続利用期間の終了
- ・ 過去電力使用量に関する小売電気事業者への照会不可

4章 お支払方法・その他の手数料

4-1 料金支払方法

電気料金については、**口座振替**にて毎月期日までにお支払いいただきます。

工事費負担金その他についてはその都度、金融機関等を通じての**振込み**により期日までにお支払いいただきます。ただし、一般送配電事業者の検針スケジュールやその他特別の事情がある場合には、2ヶ月分以上の電気料金をまとめてお支払いいただくことがあります。

口座振替については、電力供給契約お申込の際に当社指定の様式にてお申し出頂きます。

料金の支払期限

料金の支払期限は、原則として**検針日の翌月の月末**といたします。

なお、口座振替をご利用の引落日は、検針日の翌月の27日(27日が土日の場合はその次の平日)となります。

<ご注意>

- 原則として、電気料金に係る請求通知を書面では発行いたしません。
使用電力量および電気料金、その他ご請求金額等は専用のWebページにてご確認ください。
なお、書面による通知「電気料金等請求書」を希望される場合には、請求書発行手数料として1通につき110円(税込)を電気料金とは別に申し受けます。
- お客さまのご都合により、お支払いが支払期日までになされなかった場合、振込みでのお支払いをお願いしております。なお、その場合の振込手数料はお客様負担でお願い致します。

4-2 延滞利息・各種手数料・その他費用、違約金等

延滞利息

お客さまが支払期日を経過してなお電気料金をお支払いいただけない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、延滞利息(年利10%)を申し受けます。

ただし、支払い期日より15日以内にお振込み頂く場合のみ延滞利息はかかりません。なお、延滞利息のお支払いは電気料金のお支払いが完了した日より算出し、次回以降の電気料金に加えて請求いたします。

各種手数料

① 解約手数料

契約締結より1年未満の解約となった場合のみ、解約手数料**4,400円(税込)**を申し受けます。

ただし、引越し等のやむを得ない事由により解約となる場合、解約手数料はかかりません。

② 請求書発行手数料

書面による通知「電気料金等請求書」を希望される場合には、請求書発行手数料として1通につき**110円(税込)**を電気料金とは別に申し受けます。

その他費用、違約金等

● 工事負担金

当社は、一般送配電事業者からお客さまへの電気の供給に係る工事費負担金の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として一般送配電事業者の工事着手前にお客さまから申し受けます。

● 違約金

お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

5章 個人情報情報の取扱いについて

当社はお客さまの個人情報をお預かりすることになりますが、そのお預かりした個人情報情報の取扱いについて、次のように定め、保護に努めております。

5-1 利用目的

- 1) お問い合わせに対する回答を行うため
- 2) 資料請求に対する発送のため
- 3) サービス実施のため
- 4) 当社の商品、サービス、催し物のご案内のため
- 5) アンケート調査、モニター募集のため

5-2 第三者への提供

当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用^{※1}することがあります。

共同利用する者の範囲

- 小売電気事業者^{※2}
- 一般送配電事業者^{※3}
- 電力広域的運営推進機関
- 需要抑制契約者^{※4}

共同利用の目的

- 1) 託送供給契約又は電力量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます）の締結、変更又は解約のため
- 2) 小売供給契約又は電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます）の廃止取次^{※5}のため
- 3) 供給（受電）地点に関する情報の確認のため
- 4) 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため
- 5) ネガワット取引に関する業務遂行のため

共同利用する情報項目

- 1) 基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
- 2) 供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法
- 3) ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン

共同利用の管理責任者

- 1) 基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者又は一般送配電事業者
- 2) 供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者
- 3) ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者

※1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページに掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。

※3 一般送配電事業者とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます（事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ（<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html>）をご参照ください）。

※5 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

5-3 個人情報の取扱い業務の委託

当社は、事業運営上、お客さまにより良いサービスを提供するために業務の一部を外部に委託しており、業務委託先に対してお客さまの個人情報を預けることがあります。

5-4 個人情報提出の任意性

お客さまが当社に対して個人情報を提示することは任意です。ただし、個人情報を提出されない場合には、当社からの返信やサービスを実施できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5-5 個人情報の開示請求について

お客さまには、お客さまの個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を要望する権利があります。

6章 たけたんでんきについて

6-1 会社紹介



まちづくりたけた株式会社

所在地 878-0012 大分県竹田市大字竹田町 572 番地 2
代表取締役 児玉 誠三
資本金 3,700 万円
株主構成 竹田市、竹田商工会議所、株式会社大分銀行、株式会社豊和銀行、大分県信用組合、
大野竹田バス株式会社、まちづくりコーディネーター
ホームページ <http://taketa-agrew.jp/>

6-2 困った時のお問い合わせ先

サービス・料金・ご契約について

たけたんでんき(まちづくりたけた株式会社)

電話 0974-64-0175
FAX 0974-70-4044
受付時間 9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)

停電について

九州電力送配電コールセンター

電話 0120-986-306 (受付時間:24 時間受付可能)